

# 児童扶養手当などの受給には 申請が必要です

受付は随時行っていますが、手当は申請の翌月からの支給となります。所得や生活状況、他の手当の受給状況などにより、支給が制限されることがあります。要件は所得や家族の状況などによっても異なりますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

	児童扶養手当	母子家庭等児童学資金				
		交通遺児学資金				
受給できる方	ひとり親(父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童の父または母)または父母に代わって児童を養育している方 ※児童とは18歳到達年度末までの児童をいいます。 ただし、児童に一定の障がいがある場合、20歳未満までが対象となる場合があります。	父、母、または両親のいない義務教育就学児と生計を共にし家庭で養育している方  義務教育期間中の交通遺児の父、母、または両親のいない交通遺児と生計を共にし家庭で養育している方				
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父または母が死亡した児童</li> <li>・父または母が一定の障がいの状態にある児童</li> <li>・父または母の生死が明らかでない児童</li> <li>・その他上記に準ずる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親またはその一方が死亡した児童</li> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・両親またはその一方が重度障がいの状態にある児童</li> <li>・両親またはその一方の生死が明らかでない児童</li> <li>・交通事故により、両親またはその一方が死亡した児童</li> </ul>				
手当の額	<p>○全部支給</p> <table border="1"> <tr> <td>対象児童数 1人</td> <td>月額 43,160円</td> </tr> <tr> <td>対象児童数 2人</td> <td>月額 53,350円</td> </tr> </table> <p>3人目以降は6,110円ずつ加算されます。</p> <p>○一部支給</p> <p>就労などによる年間収入額に応じて、月額43,150円～月額10,180円までとなります。 ※児童2人の場合は10,180円～5,100円、3人目以降は6,100円～3,060円ずつ決定された支給額に加算されます。</p>	対象児童数 1人	月額 43,160円	対象児童数 2人	月額 53,350円	<p>母子家庭等児童学資金 児童1人あたり 月額 2,500円</p> <p>交通遺児学資金 児童1人あたり 月額 5,000円</p>
対象児童数 1人	月額 43,160円					
対象児童数 2人	月額 53,350円					
手当の支給日 (口座振込)	5月、7月、9月、11月、1月、3月(各月15日)	9月、3月(各月末)				
現況届 〔手当を受給している方 の手続き〕	毎年8月1日～31日の間に提出してください。 ※現況届が必要な方には、詳細を通知しますので、確認のうえ、手続きをしてください。 現況届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがありますのでご注意ください。	毎年4月1日～20日の間に提出してください。 ※現況届が必要な方には、詳細を通知しますので、確認のうえ、手続きをしてください。 現況届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、1年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがありますのでご注意ください。				

■お問合せ こども課 ☎0297(21)2191